

MUFG Focus USA Weekly

経済調査室 ニューヨーク駐在情報

MUFG Union Bank, N.A. Economic Research NY
Hiroshi Kurihara | 栗原 浩史 (hikurihara@us.mufg.jp)
Director and Chief U.S. Economist

最低賃金「15ドル」の留意点

【要旨】

- ☆ 米国では先々週、カリフォルニア州とニューヨーク州が最低賃金を大幅に引き上げることを決定した。2つの州の最低賃金は、来年から段階的に引き上げられ、カリフォルニア州では現在の時給10ドルから2022年に15ドルになる。ニューヨーク州は地域によって引き上げペースが異なるが、ニューヨーク市は現在の9ドルから2018年末までに15ドルに引き上げられ、ニューヨーク市以外もその後続く。
- ☆ 2つの州が大幅な最低賃金引き上げを決めた背景としては、①大統領選を通じた所得格差拡大への問題意識の高まり、②労働需給が改善し賃金上昇率が加速しつつあること、等が指摘できるだろう。大統領選では、民主党のバーニー・サンダース候補が2020年までに連邦最低賃金を15ドルまで引き上げることを提案しているが、カリフォルニア州とニューヨーク州は先行して決定したことになる。
- ☆ 最低賃金引き上げの景気への影響については、消費の底上げに繋がることが期待される一方、引き上げ後の水準が高すぎたり、引き上げペースが急だと、低所得の雇用が抑制されたり、企業収益が圧迫されることによるマイナス影響が強まるリスクもある。現状について言えば、①平均賃金との比較等では最低賃金の水準は低めと判断されること、②労働分配率が低水準ななか企業サイドに賃金上昇の受け入れ余地があるとみられること等から、最低賃金引き上げの景気へのマイナス影響を大きく懸念する必要はないだろう。
- ☆ しかしながら、仮に15ドルへの引き上げが、賃金・物価水準の高い都市を抱える州に限らず広範に広がるようであれば注意が必要である。低所得の雇用が抑制されたり、企業収益が圧迫されるだけでなく、労働需給が徐々に引き締めつつあるなかインフレ昂進といったリスクも軽視はできない。大統領選を通じた所得格差問題へ対処する機運の醸成は好ましい一方、政策が急速に進み過ぎてしまう可能性もあり、最低賃金を含め今後の政策動向が注目される。

カリフォルニア州とニューヨーク州が最低賃金の大幅な引き上げを決定

米国では先々週、カリフォルニア州とニューヨーク州が最低賃金を大幅に引き上げること
を決定した。2つの州の最低賃金は、来年から段階的に引き上げられ、カリフォルニア州で
は現在の時給 10 ドルから 2022 年に 15 ドルになる。ニューヨーク州は地域によって引き上げ
ペースが異なるが、ニューヨーク市は現在の 9 ドルから 2018 年末までに 15 ドルに引き上げ
られ、ニューヨーク市以外もその後続く。

時給“15 ドル”は、米国で最低賃金引き上げを求める動きのなかで象徴的な金額になって
いる。ロサンゼルスやシアトル等ごく一部の都市で 15 ドルへの引き上げ決定例はあるが、州
単位での決定は今回が初めてだ。連邦最低賃金が 2009 年 7 月以降、時給 7.25 ドルで据え置
かれるなか、今年の内には 14 州が最低賃金を引き上げる等、州単位で最低賃金を引き上げ
る動きは活発になっている（第 1 表）。そのなかでも今回の 2 つの州の決定は極めて大幅だ。
なお、労働者は、連邦レベル、州レベル、都市レベルで、より高い最低賃金の適用を受ける。

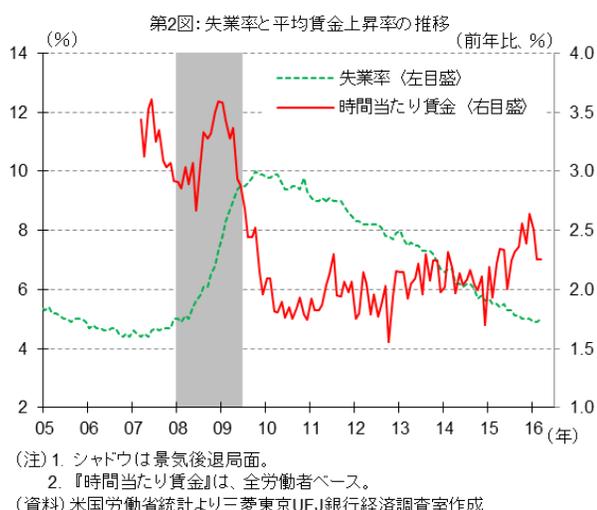
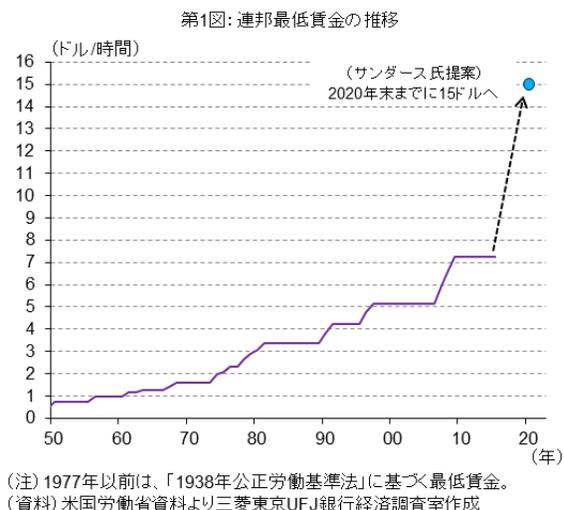
第1表：最低賃金を引き上げた州（2015年初と2016年初の比較）

2015年1月1日前後に引き上げた州					2016年1月1日前後に引き上げた州				
	州名	引き上げ前 (ドル)	引き上げ後 (ドル)	上昇率		州名	引き上げ前 (ドル)	引き上げ後 (ドル)	上昇率
					1	アラスカ州	8.75	9.75	11%
1	アリゾナ州	7.90	8.05	2%					
2	アーカンサス州	6.25	7.50	20%	2	アーカンサス州	7.50	8.00	7%
					3	カリフォルニア州	9.00	10.00	11%
3	コロラド州	8.00	8.23	3%	4	コロラド州	8.23	8.31	1%
4	コネチカット州	8.70	9.15	5%	5	コネチカット州	9.15	9.60	5%
5	フロリダ州	7.93	8.05	2%					
6	ハワイ州	7.25	7.75	7%	6	ハワイ州	7.75	8.50	10%
7	メリーランド州	7.25	8.00	10%					
8	マサチューセッツ州	8.00	9.00	13%	7	マサチューセッツ州	9.00	10.00	11%
9	ミズーリ州	7.50	7.65	2%	8	ミシガン州	8.15	8.50	4%
10	モンタナ州	7.90	8.05	2%	9	ネブラスカ州	8.00	9.00	13%
11	ネブラスカ州	7.25	8.00	10%					
12	ニュージャージー州	8.25	8.38	2%	10	ニューヨーク州	8.75	9.00	3%
13	ニューヨーク州	8.00	8.75	9%					
14	オハイオ州	7.95	8.10	2%					
15	オレゴン州	9.10	9.25	2%					
16	ロードアイランド州	8.00	9.00	13%	11	ロードアイランド州	9.00	9.60	7%
17	サウスダコタ州	7.25	8.50	17%	12	サウスダコタ州	8.50	8.55	1%
18	バーモント州	8.73	9.15	5%	13	バーモント州	9.15	9.60	5%
19	ワシントン州	9.32	9.47	2%					
20	ウェストバージニア州	7.25	8.00	10%	14	ウェストバージニア州	8.00	8.75	9%
	平均			6.8%		平均			6.9%

（資料）米国労働省、National Employment Law Project資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

背景には、大統領選や労働市場改善

2つの州が大幅な最低賃金引き上げを決めた背景としては、①大統領選を通じた所得格差拡大への問題意識の高まり、②労働需給が改善し賃金上昇率が加速しつつあること、等が指摘できるだろう。①について、今回の大統領選は注目度が非常に高いことから、論戦の過程で明確になった課題に対し、新大統領就任を待たずに前倒しの政策対応が後押しされつつあるとも言える。大統領選では、民主党のヒラリー・クリントン候補は連邦最低賃金を時給12ドルまで引き上げることを提案しており、バーニー・サンダース候補は2020年までに15ドルまで引き上げることを提案している（第1図）。サンダース候補の提案を、カリフォルニア州とニューヨーク州は（達成時期の違いはあるものの）先行して決定したことになる。②の労働需給について、失業率は5%と低水準で、賃金上昇率は昨年後半より幾分高まりつつある状況だ（第2図）。



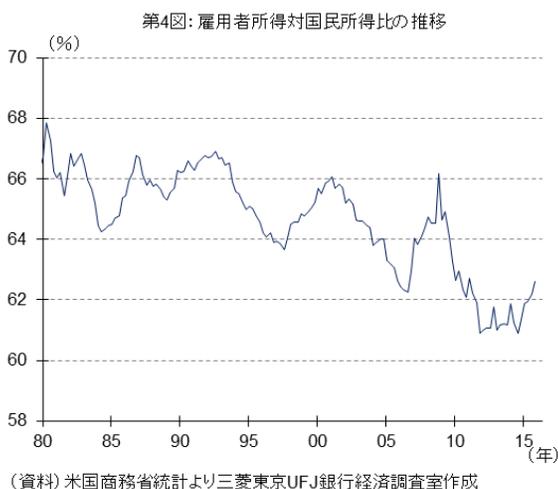
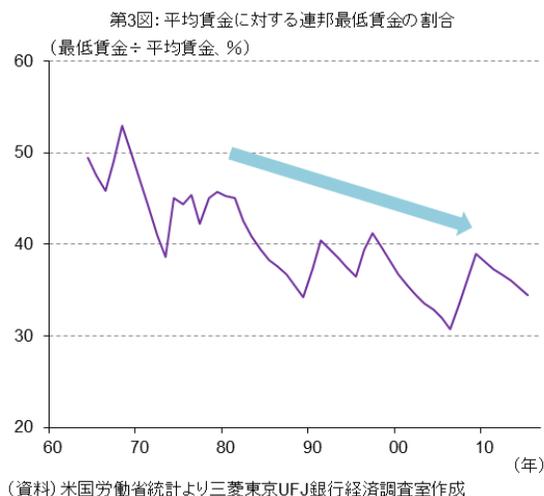
15ドルへの引き上げが広範に拡がるようであれば注意も必要

最低賃金引き上げの景気への影響については、（最低賃金以外の賃金上昇を誘発する間接的影響を含め）消費の底上げに繋がることを期待される一方、引き上げ後の水準が高すぎたり、引き上げペースが急だと、低所得の雇用が抑制されたり、企業収益が圧迫されることによるマイナス影響が強まるリスクもある。

現状について言えば、①平均賃金との比較等では（州単位の引き上げを考慮しても）最低賃金の水準は低めと判断されること（第3図）、②労働分配率が低水準ななか企業サイドに賃金上昇の受け入れ余地があるとみられること（第4図）等から、最低賃金引き上げの景気へのマイナス影響を大きく懸念する必要はないだろう。

しかしながら、仮に15ドルへの引き上げが、賃金・物価水準の高い都市を抱える州に限らず広範に拡がるようであれば注意が必要である。時給15ドル以下で働く労働者の割合は

42%に達するとのデータもあり、段階的とはいえ 15 ドルまで上がる影響は小さくない。低所得の雇用が抑制されたり、企業収益が圧迫されるだけでなく、労働需給が徐々に引き締まりつつあるなかインフレ昂進といったリスクも軽視はできない。大統領選を通じた所得格差問題へ対処する機運の醸成は好ましい一方、政策が急速に進み過ぎてしまう可能性もあり、最低賃金を含め今後の政策動向が注目される。



(2016年4月14日 栗原 浩史 hikurihara@us.mufg.jp)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の販売や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。また、当資料全文は、弊社ホームページでもご覧いただけます。

The information herein is provided for information purposes only, and is not to be used or considered as an offer or the solicitation of an offer to sell or to buy or subscribe for securities or other financial instruments. Neither this nor any other communication prepared by The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd. (collectively with its various offices and affiliates, "BTMU") is or should be construed as investment advice, a recommendation to enter into a particular transaction or pursue a particular strategy, or any statement as to the likelihood that a particular transaction or strategy will be effective in light of your business objectives or operations. Before entering into any particular transaction, you are advised to obtain such independent financial, legal, accounting and other advice as may be appropriate under the circumstances. In any event, any decision to enter into a transaction will be yours alone, not based on information prepared or provided by BTMU. BTMU hereby disclaims any responsibility to you concerning the characterization or identification of terms, conditions, and legal or accounting or other issues or risks that may arise in connection with any particular transaction or business strategy. While BTMU believes that any relevant factual statements herein and any assumptions on which information herein are based, are in each case accurate, BTMU makes no representation or warranty regarding such accuracy and shall not be responsible for any inaccuracy in such statements or assumptions. Note that BTMU may have issued, and may in the future issue, other reports that are inconsistent with or that reach conclusions different from the information set forth herein. Such other reports, if any, reflect the different assumptions, views and/or analytical methods of the analysts who prepared them, and BTMU is under no obligation to ensure that such other reports are brought to your attention.